

④指定しようとする区域の住民および利害関係人から提出された意見書

(縦覧期間：令和 7 年 1 月 17 日～1 月 30 日)

意見なし

⑤甲賀市長の意見

(回答：令和 7 年(2025 年) 2 月 6 日付け甲建事第 3 0 4 9 号)

異議なし（別紙のとおり）